

岩手県告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和3年1月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院	北上市花園町一丁目6番8号	令和2年11月22日
ファースト調剤薬局北上済生会病院前店	北上市花園町一丁目7番8号	令和2年11月23日
テルス調剤薬局	北上市花園町一丁目6番11号	”
クラフト薬局北上花園店	北上市花園町三丁目1番6号	令和2年12月4日